被措置児童等虐待事案の状況について

平成27年度、児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき対応した被措置児童等虐待の状況は、次のとおりです。

1 虐待案件受理の状況

		76	
三田	調査結果		
文理什刻	該当	非該当	
4 件	4 件	0 件	

2 被措置児童等虐待の状況

被害児童性別	
男子	女子
1名	3名

	被害児童年齢階層				
乳幼児	小学生	中学生	高校生以上		
1名	1名	2名	0名		

虐待の類型		
身体的	心理的	
3名	1名	

施設種別		
社会的養護関係施設		
児童養護施設		
4件		

職員等の職種
児童指導員
4名

3 県が講じた措置等

文書による指導…0件

※県では、被措置児童等虐待が疑われる事案を受理した場合、関係施設等を訪問し、子ども及び職員等からの聴き取り調査を実施。調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会に報告。同審議会の意見を踏まえ、4件の事案について虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止策の取組みについて指導しました。